資料３

空家等及び特定空家等の措置フロー

空家等の相談・苦情

空家バンク紹介

＊ 利活用可能

空家等の現地調査（外観目視調査）

所有者等の調査（登記簿、固定資産税情報、戸籍 等）

＊状況に応じて他法令での対応も検討

法第3条、法第12条

所有者等へ適正管理のお願い、情報提供等

＊改善されない場合

益田市空家等対策推進委員会等で総合的な対応も検討

再度、所有者等へ適正管理のお願い

＊改善されず状態が悪化してきた場合

改善

法第9条

現地調査（※必要に応じて立入調査（調査日の5日前までに所有者等に通知））

«現地調査（立入調査）»

▶ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

① 空家の不良度及び倒壊等の危険性の判定　　特定空家等ガイドライン〔別紙1〕

② 周辺への影響

＊特定空家等ではないと判定

特定空家等候補の判定（特定空家等の判定チェックシートによる）

＊特定空家等の候補と判定

益田市空家等対策推進委員会 審議　諮問 答申　**益田市空家等対策審議会**

«特定空家等の判定»

▶ 衛生、景観及び生活環境面への影響　　特定空家等ガイドライン〔別紙2～4〕

① そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

② 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

③ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

法に基づく措置

特定空家等の認定

第14条第1項

助言・指導

法第14条第2項　＊改善されない場合

勧　告

＊税務課へ連絡

（1月1日…固定資産税の特例解除）

法第14条第4項　＊改善されない場合

命令する旨の通知

＊意見書の提出又は公開による意見の聴取

法第14条第3項

命　令

法第14条第11項

標識の設置・公示

第14条第9項　＊命じた措置を履行しない場合

行政代執行

法第14条第10項　＊所有者を確知できない場合

略式代執行